

緑の活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会が行う「緑の活動支援事業」の実施について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市民等により結成された団体が自主的に取り組む緑化活動を育成・支援することにより、緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティの形成等を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、市民等により結成された団体が自主的に取り組む緑化活動で、次の各号に該当するものとする。

(1) 地域の森づくり

福岡市内にある樹林地等の保安全管理を行う活動で、活動区域の面積が300㎡以上のもの。

(2) 地域の花づくり

福岡市内にある公共用地や空地等において花壇づくり等を行う活動で、花壇等の面積が50㎡以上のもの。

(団体認定の申請)

第4条 初めて助成金の交付の申請をしようとする団体及び認定後5年を経過した団体は、助成金の交付申請に先立ち、緑の活動団体認定申請書(様式第11号)及び事業計画及び収支予算(様式第1-2号、1-3号)を理事長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第5条 理事長は、認定の申請を行った団体の事業内容を審査し、理事長に意見を述べる機関として緑の活動団体認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置することができる。

2 審査委員会は、専門家、学識経験者、協会及び福岡市の職員で構成する。

3 審査委員会は審査委員の過半数の出席で成立し、審査委員長は互選により決定する。

4 審査は、申請書類の審査及び面接等によるものとする。

(団体認定の基準)

第6条 認定を受けることができる団体は、次の各号に該当する団体とする。

(1) 第3条に規定する活動に取り組む団体であること。

(2) 活動内容について活動場所の所有者または管理者の許可等を得ていること。

(3) 団体の組織及び事業計画・収支予算が整っており、5年以上の活動の継続ができること。

(4) 営利を目的とした団体でないこと。

(5) 特定の宗教等に基づいた団体でないこと。

(団体認定の決定)

第 7 条 理事長は、審査委員会の審査結果に基づき認定の可否を決定し、緑の活動団体認定通知書(様式第 1 2 号)によりその内容を認定の申請を行った団体に通知しなければならない。

2 理事長は、認定を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すものとする。

3 理事長は、認定することが不相当と認めたときは、すみやかに申請を行った者に対してその旨を通知しなければならない。

4 認定の有効期間は、認定を受けた年度から 5 年とする。

(助成金の対象)

第 8 条 助成金の対象となる経費は次の各号に掲げる経費とする。ただし、別表第 1 に掲げる経費は助成対象外とする。

(1) 植物等の購入費。

(2) 道具、資材等の購入費。

(3) 会議室使用料、書籍購入費、通信費、印刷消耗品費等の管理経費。

(4) 講習会等の経費(講師謝礼金含む)

(5) その他理事長が必要と認めるもの。

(助成の内容)

第 9 条 助成内容は次のとおりとし、助成金の全額を交付決定後に交付する。

(1) 新規認定団体(初年度)

新規認定団体の活動を軌道に乗せるため、初年度に限り第 8 条に定める活動経費の全額を交付することができる。ただし、活動面積に対する上限額(別表第 2 のとおり)を限度とする。

(2) 継続認定団体(2 年度以降)

既認定団体で、その活動実績が顕著であり、活動のさらなる発展のために支援を継続する必要がある団体に対しては、2 年度以降に第 8 条に定める活動経費の 4 分の 3 以内の額を交付することができる。ただし、活動面積に対する上限額(別表第 2 のとおり)を限度とする。

(3) 認定団体が継続して助成を受けることができる年数は 5 年を限度とする。

(4) 理事長が特に必要があると認める場合は、前号の年数が終了した後引き続き 5 年を限度として第 8 条に定める活動経費の 2 分の 1 以内の額を交付することができる。ただし、活動面積に対する上限額(別表第 3 のとおり)を限度とする。

2 福岡市の地域支援制度に関する助成金の交付を受けたことがある団体への助成内容は前項第 4 号の規定によるものとし、助成金の全額を交付決定後に交付する。

(事業報告会)

第 10 条 理事長は、必要に応じて認定団体の相互交流を目的とした事業報告会を開催する。

附則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、「地域の森づくり事業実施要領(平成 15 年 4 月 1 日施行)」は廃止する。

(経過措置)

3 第9条第1項第3号に規定する認定団体が助成を受けることができる年数について、「地域の森づくり実施要領(平成15年4月1日施行)」により助成を受けた団体は、平成15年4月1日以降に助成を受けた年度から起算するものとする。

附則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度から平成19年度までに認定を受けた団体については、平成20年度の上限額を30万円とすることができる。なお、花壇等面積(A)に対する上限額は、150,000円 + 3,000円 × (A - 50㎡) とする。

別表第1 助成対象外経費

区 分	内 容
人件費	賃金、イベントでの参加謝礼金等
経常的な経費	事務室賃借料、事務機器リース料、電話料金等
委託及び工事費	活動の主体となる部分の企画、運営、調査、工事等
飲食費	懇親会費等(ただし活動に必要な弁当、茶菓は対象とできる。 弁当(1人500円以内)、茶菓(1人200円以内))
備品購入費	高額な備品(1品50,000円以上)
市外交通費	ただし理事長が特に必要と認める場合は対象とできる。

別表第2 活動面積に対する上限額(初年度以降5年度まで)

活動面積 A	地域の森づくり	地域の花づくり
50㎡以上100㎡未満	-	100,000円 + 2,000円 × (A - 50㎡)
100㎡以上		200,000円
300㎡以上	200,000円	

なお、活動面積は小数第一位を四捨五入した整数とする。

別表第3 活動面積に対する上限額(6年度以降10年度まで)

活動面積 A	地域の森づくり	地域の花づくり
50㎡以上100㎡未満	-	50,000円 + 1,000円 × (A - 50㎡)
100㎡以上		100,000円
300㎡以上	100,000円	

なお、活動面積は小数第一位を四捨五入した整数とする。